

議案第2号

令和3年度社会福祉法人八千代町社会福祉協議会事業計画について

1 基本方針

社会構造や家族形態の変化に伴い、社会福祉を取り巻く環境は、新たな貧困や地域コミュニティの希薄化など、複雑多岐にわたっています。加えて新型コロナウイルス感染症の発生、拡大により感染対策として“新しい生活様式”の実践が求められています。

三密を避けた新しい生活様式により、人と人が距離を取り、お互いに触れ合う機会の減少は、社会福祉協議会の事業に大きな影を落としています。特に、ふれあいきいきサロンや友愛訪問などの活動自粛は、高齢者の孤立対策や安否確認に大きな支障をきたす現状となっています。

このような中、社会福祉協議会では、住民生活の向上のため関係機関と連携し、地域社会のニーズの把握や活動計画の立案、課題の解決に向け「横のつながり」を重視した取組みを推進いたします。また、新しい生活様式の中にあっても、活動できる新たな事業を模索し実践していきます。

今後、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を進めるため、「我が事、丸ごと」の理念のもと、地域に住む全ての人が連携・協力しながらお互いに支え合う「地域共生社会」の構築を目指します。さらに、これまでの活動で培ってきた経験や手法を生かしながら、地域住民と共に心豊かに健康で生き生きとした生活ができる福祉社会の実現に努めます。

2 重点項目

- (1) 住民同士のつながり、行政・民間組織との連携を深め「我が事、丸ごと、地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進します。
- (2) 地域福祉ニーズ調査等で明らかになった福祉課題に対応する分析を行い、新たなサービス事業の実施に向けた検討を行います。
- (3) 住民が自ら主体となって活動する住民 支え合い活動の支援に努めます。
- (4) コロナ禍にあっても感染症予防対策を徹底したうえで、事業を中断させないよう継続、実施に努めます。

3 事業概要

(1) 法人運営

- ①理事会の開催
- ②理事会への職務執行状況報告
- ③評議員会の開催
- ④評議員選任・解任委員会の開催

- ⑤監事会（監査）の開催
- ⑥社協会員加入の促進（普通会员・特別会員）

（2）高齢者福祉対策

- ①老人クラブ連合会の育成援助（高齢者芸能のつどい等）
- ②寝たきり高齢者等への理髪料助成（要介護3以上の在宅高齢者等）
- ③敬老祝い品の贈呈
88歳到達者及び100歳以上の高齢者へ、祝金品を贈呈する。
- ④ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業（毎月第2・4火曜日、22回実施予定）
ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、ボランティアが利用者宅を訪問し、お弁当を届ける。
- ⑤クリスマス料理配布事業（70歳以上のひとり暮らし高齢者）
四季折々の楽しみを見出せるよう、クリスマス料理を配布する。民生委員が自宅へ届け、年末の安否確認も行う。
- ⑥ふれあいいいききサロンの設置
高齢者、障害のある方などが、住み慣れた地域で様々な活動に参加交流することで、誰もが安心して暮らせるあたたかいまちづくりを目指す。

（3）障がい者福祉対策

- ①身体障害者福祉協会への育成援助
- ②視覚障がい者への「声の広報やちよ」のサービス
- ③親子すこやか交流事業（特別な支援を必要とする子と保護者）

（4）ボランティア活動の推進

- ①ボランティアセンターの設置・運営
- ②ボランティアの育成援助
- ③福祉教育への参加、協力（車イス、アイマスク、シニア、手話体験）
- ④ご近所声かけ隊事業
- ⑤ボランティア連絡協議会の育成援助
- ⑥ボランティア活動保険の加入受付
- ⑦寄附金品の受入れ及び払出し（善意銀行）
寄附金、使用済み切手、未使用タオル等の受入れ
福祉向上につながる活動を行う団体への助成
- ⑧夏休みチャレンジ講座の開催（小学生対象）
- ⑨ボランティア活動者向け研修会の開催

（5）児童福祉対策

- ①保育園・幼稚園への支援
- ②子育て支援（八千代町地域女性団体連絡会）
- ③サンタクロース派遣事業

- ④福祉教育推進学区指定事業（西豊田小学校区）
- ⑤特別支援学級児童生徒への支援

(6) 母子・父子福祉対策

- ①母子寡婦福祉会への育成援助

(7) 低所得世帯対策

低所得者や高齢者、障がい者などで生活に困窮している方が安心して暮らせるよう資金の貸付や食糧支援を行い、行政、民生委員及び関係機関等と連携し、自立に向けた相談・支援に努める。

- ①生活福祉資金貸付事業（実施主体：茨城県社会福祉協議会）
- ②小口貸付資金貸付事業（実施主体：八千代町社会福祉協議会）
- ③生活困窮者への食糧支援（フードバンク茨城と提携）

(8) 相談事業

- ①心配ごと相談事業（毎月第2・4火曜日午前9時～12時）
- ②日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用することが本人のみでは適切に行うことが困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう契約に基づき福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。

(9) 在宅福祉サービスセンター（有償ボランティアサービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、日常生活を営む上で支援が必要な世帯に対して、在宅福祉サービス協力会員を派遣し軽易な援助を行う。

- ①在宅福祉サービス協力会員の養成
- ②高齢者、障がい者等の支援
- ③子育てサポート

(10) 障がい者総合支援法事業

- ①障がい者居宅介護、重度訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴介助や排泄介助等の身体介護及び調理や掃除等の家事支援や生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行い、地域で自立した日常生活が営むことができるよう介護サービスを提供する。

(11) 受託事業

- ①軽度生活援助事業

日常生活を営むことが困難なひとり暮らし高齢者及び在宅高齢者世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し日常生活上の軽易な家事の援助を行う。

②地域生活支援事業（火曜日、全32回）

スキルアップ手話講座を開催し、聴覚障がい者に対する理解を深め、日常会話などの手話の基本表現を習得し、コミュニケーション支援を行なう人材を育成する。

③養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、ヘルパーを派遣し育児や家事の援助を行う。

④要約筆記1日体験講座

中途失聴・難聴者への理解を深めるため、様々な情報を伝えるためのコミュニケーション手段の一つである筆談や要約筆記の基本知識を学び、難聴者の暮らしをサポートする人材を育成する。

(12) 介護保険事業

①指定居宅介護支援事業（ケアマネジメント）

生活の支援や介護が必要な方が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように、保険・福祉・医療サービスを総合的に提供し、利用者の心身の状況にあわせて自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス計画（ケアプラン）を提供する。

②指定居宅訪問介護事業・介護予防訪問サービス（ホームヘルプ）

在宅での介護を必要とする要支援、要介護の方に対し、身体介護及びその他必要な日常生活上の家事支援を行い、関係機関と連携し利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図る訪問介護サービスを提供する。

(13) 赤い羽根共同募金事業

①赤い羽根共同募金運動の推進

②歳末たすけあい配分事業の実施

(14) 広報活動

①「社協だより」の発行（年1回、全戸配布）

②「ボランティア広場」の発行（毎月、全戸配布）

③ホームページ及びSNS（Facebook、Twitter）を活用した情報発信

(15) その他

①福祉機器の貸出事業

車椅子で乗降できる福祉車輛、車椅子、松葉杖等の貸出

②遺族連合会への支援

③各種団体への助成金の交付及び援助

八千代町内での地域福祉の充実を図ることを目的とした団体及び事業に対して、助成金の交付を行う。

④風水害火災被災者に対する援助

令和3年 3月30日 提出
令和3年 3月30日 議決
社会福祉法人
八千代町社会福祉協議会
会 長 野 村 勇